

開発許可等の申請に係る手数料一覧

R2. 4. 1

手数料を徴収する事項		手数料の額	
開発許可申請手数料	自己居住用住宅の建築を目的とする開発行為	開発区域の面積が 0.1ha未満	1件につき 10,000円
		開発区域の面積が 0.1ha以上 0.3ha未満	1件につき 22,000円
		開発区域の面積が 0.3ha以上 0.6ha未満	1件につき 45,000円
		開発区域の面積が 0.6ha以上 1.0ha未満	1件につき 90,000円
		開発区域の面積が 1.0ha以上 3.0ha未満	1件につき130,000円
		開発区域の面積が 3.0ha以上 6.0ha未満	1件につき180,000円
		開発区域の面積が 6.0ha以上10.0ha未満	1件につき220,000円
		開発区域の面積が10.0ha以上	1件につき310,000円
	自己業務用施設の建築又は建設を目的とする開発行為	開発区域の面積が 0.1ha未満	1件につき 13,000円
		開発区域の面積が 0.1ha以上 0.3ha未満	1件につき 31,000円
		開発区域の面積が 0.3ha以上 0.6ha未満	1件につき 67,000円
		開発区域の面積が 0.6ha以上 1.0ha未満	1件につき130,000円
		開発区域の面積が 1.0ha以上 3.0ha未満	1件につき210,000円
		開発区域の面積が 3.0ha以上 6.0ha未満	1件につき280,000円
		開発区域の面積が 6.0ha以上10.0ha未満	1件につき350,000円
		開発区域の面積が10.0ha以上	1件につき490,000円
	上記以外の開発行為	開発区域の面積が 0.1ha未満	1件につき 90,000円
		開発区域の面積が 0.1ha以上 0.3ha未満	1件につき130,000円
		開発区域の面積が 0.3ha以上 0.6ha未満	1件につき200,000円
		開発区域の面積が 0.6ha以上 1.0ha未満	1件につき270,000円
		開発区域の面積が 1.0ha以上 3.0ha未満	1件につき400,000円
		開発区域の面積が 3.0ha以上 6.0ha未満	1件につき530,000円
		開発区域の面積が 6.0ha以上10.0ha未満	1件につき680,000円
		開発区域の面積が10.0ha以上	1件につき910,000円
都市計画法第35条の2の許可申請手数料 (開発行為変更許可申請手数料)		1件につき次に掲げる額を合算した額（その額が910,000円を超えるときは910,000円） ア 開発行為に関する設計の変更（開発区域の拡大を伴う場合で、かつ、変更前の開発区域に設計の変更がない場合を除く。）については、開発区域の面積（開発区域の拡大を伴う場合にあっては変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合にあっては縮小後の開発区域の面積）に応じて開発許可申請手数料の項に定める額に 1/10 を乗じて得た額 イ 開発区域の拡大を伴う変更については、新たに編入される開発区域の面積に応じて開発許可申請手数料の項に定める額 ウ 上記以外の変更については、10,000円	
都市計画法第41条の許可申請手数料		1件につき 47,000円	
都市計画法第42条の許可申請手数料		1件につき 27,000円	
都市計画法第43条の許可申請手数料	敷地の面積が 0.1ha未満	1件につき 10,000円	
	敷地の面積が 0.1ha以上 0.3ha未満	1件につき 18,000円	
	敷地の面積が 0.3ha以上 0.6ha未満	1件につき 40,000円	
	敷地の面積が 0.6ha以上 1.0ha未満	1件につき 70,000円	
	敷地の面積が 1.0ha以上	1件につき 99,000円	
地位承継申請手数料	承継申請に係る開発行為が、自己居住用住宅の建築又は自己業務用施設の建築若しくは建設を目的とするものであって、開発区域の面積が1.0ha未満の場合	1件につき 1,800円	
	承継申請に係る開発行為が、自己居住用住宅の建築又は自己業務用施設の建築若しくは建設を目的とするものであって、開発区域の面積が1.0ha以上の場合	1件につき 2,800円	
	承継申請に係る開発行為が上記以外の場合	1件につき 18,000円	
開発登録簿の写しの交付手数料		用紙1枚又は図面1葉につき 500円	
都市計画法施行規則第60条の証明手数料	直近1年以内に行われた許可等の内容と適合していることを証するに過ぎないもの場合	(一般証明) 1件につき 500円	
	上記以外のもの場合	(特殊証明) 1件につき 5,000円	
その他都市計画に関する証明手数料		1件につき 300円	

優良宅地又は優良住宅認定申請に係る手数料一覧

R2.4.1

手数料を徴収する事項		手数料の額
優良宅地造成認定申請手数料	造成宅地の面積が 0.1ha未満	1件につき 90,000円
	造成宅地の面積が 0.1ha以上 0.3ha未満	1件につき130,000円
	造成宅地の面積が 0.3ha以上 0.6ha未満	1件につき200,000円
	造成宅地の面積が 0.6ha以上 1.0ha未満	1件につき270,000円
	造成宅地の面積が 1.0ha以上 3.0ha未満	1件につき400,000円
	造成宅地の面積が 3.0ha以上 6.0ha未満	1件につき530,000円
	造成宅地の面積が 6.0ha以上10.0ha未満	1件につき680,000円
	造成宅地の面積が10.0ha以上	1件につき910,000円
優良住宅新築認定申請手数料	新築住宅の床面積の合計が 100㎡以下	1件につき 6,200円
	新築住宅の床面積の合計が 100㎡超 500㎡以下	1件につき 8,600円
	新築住宅の床面積の合計が 500㎡超 1,000㎡未満	1件につき 13,000円